



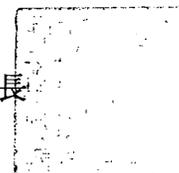
国自環第192号の3

平成17年12月8日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部環境課長



「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」の
制定に伴う関係通達（課長達）の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 }
沖縄総合事務局運輸部長 } あて（単名各通）

自動車交通局技術安全部

環境課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」の
制定に伴う関係通達（課長達）の一部改正について

今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」
（平成17年12月2日国土交通省告示第1400号）の制定により、ガソリン・液化石
油ガスを燃料とする特殊自動車に対して排出ガス規制を新たに導入するとともに、
軽油を燃料とする特殊自動車について排出ガス規制値が強化されたところである。

については、この改正により同告示41条及び119条の規定において号ずれが生じる
ことに対応するため、下記の通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改
正し、平成17年12月2日以降適用することとしたので、遺漏なきよう取り計らわ
れたい。

また、別紙のとおり、関係団体には、その旨を通知したところであるが、さら
に管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第18号及び第119条
第1項第10号の取扱いについて（平成6年12月20日自環第255号）
2. 並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて（平成3年
6月28日地技第168号）

独立行政法人交通安全環境研究所理事長

自動車検査独立行政法人理事長

軽自動車検査協会理事長

あて（単名各通）

国土交通省自動車交通局

技術安全部環境課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」
の制定に伴う関係通達（課長達）の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに関係団体
及び沖縄総合事務局運輸部長に対して通達したので了知願うとともに、遺漏なき
よう取り計らい願います。

別 添

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第10号の取扱いについて」（平成6年12月20日自環第255号）

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第20号及び第119条第1項第11号の取扱いについて 自環第255号 平成6年12月20日</p> <p>自動変速装置を備えた自動車には、変速装置の特性から道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第20号及び第119条第1項第11号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができないものが見られるため、標記について、下記のとおり定めたので、平成7年1月1日からはこれによらねたい。</p> <p>記</p> <p>細目告示第41条第1項第20号及び第119条第1項第11号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができない場合には、同条件を「原動機の最高出力時の回転数の40%の回転数の近傍の回転数で全負荷運転している状態」として取り扱って差し支えない。</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第10号の取扱いについて 自環第255号 平成6年12月20日</p> <p>自動変速装置を備えた自動車には、変速装置の特性から道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第18号及び第119条第1項第10号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができないものが見られるため、標記について、下記のとおり定めたので、平成7年1月1日からはこれによらねたい。</p> <p>記</p> <p>細目告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第10号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができない場合には、同条件を「原動機の最高出力時の回転数の40%の回転数の近傍の回転数で全負荷運転している状態」として取り扱って差し支えない。</p>
<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第20号及び第119条第1項第11号の取扱いについて 自環第255号の2 平成6年12月20日</p> <p>自動変速装置を備えた自動車には、変速装置の特性から道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第20号及び第119条第1項第11号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができないものが見られるため、標記について、下記のとおり定め、平成7年1月1日から実施することとしたので、この旨関係会員に対し周知徹底方をお願いします。</p> <p>記</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第10号の取扱いについて 自環第255号の2 平成6年12月20日</p> <p>自動変速装置を備えた自動車には、変速装置の特性から道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第18号及び第119条第1項第10号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができないものが見られるため、標記について、下記のとおり定め、平成7年1月1日から実施することとしたので、この旨関係会員に対し周知徹底方をお願いします。</p> <p>記</p>

細目告示第41条第1項第20号及び第119条第1項第11号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができない場合には、同条件を「原動機の最高出力時の回転数の40%の回転数の近傍の回転数で全負荷運転している状態」として取り扱って差し支えない。

細目告示第41条第1項第18号及び第119条第1項第10号に規定する別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」6.1.2の運転条件で原動機を安定して運転させることができない場合には、同条件を「原動機の最高出力時の回転数の40%の回転数の近傍の回転数で全負荷運転している状態」として取り扱って差し支えない。

別 添

「並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験の取扱いについて」（平成3年6月28日地技第168号）
新 旧 対 照 表

改正平成17年1月 日国自環第 号

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ガソリンを燃料とする二輪自動車（細目告示第119条第1項第9号の自動車に限る。）に対する排出ガス試験 (1)、(2) (略)</p> <p>以下略</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ガソリンを燃料とする二輪自動車（細目告示第119条第1項第8号の自動車に限る。）に対する排出ガス試験 (1)、(2) (略)</p> <p>以下略</p>